

○行方市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱

平成22年6月24日

教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が教育委員会以外のものが開催する事業(以下「事業」という。)に対して行う後援名義の使用承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講習会、講演会、展覧会、研究会、記念行事、競技会その他催物等をいう。
- (2) 後援 教育委員会が事業の趣旨に賛同することをいう。

(対象事業)

第3条 教育委員会が後援名義の使用承認(以下「後援の承認」という。)をすることができる事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 市の教育、文化、芸術又はスポーツの振興に寄与する目的を有するものであること。
- (2) 主催者が特定され、責任の所在が明確であること。
- (3) 公共性を有すると認められること。
- (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動、営利又は売名を目的としないものであること。
- (5) 原則として市民が自由に参加できるものであること。
- (6) 原則として無料で実施されるものであること。ただし、参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、その目的及び徴収の額が適正かつ明確であること。
- (7) 事業の実施に当たり、公衆衛生上及び災害又は事故防止上の必要な措置が講じられていること。
- (8) 公序良俗に反しないもの又はそのおそれがないものであること。
- (9) 参加者等に対し、寄附、援助等を強要しないこと。
- (10) 教育委員会の行政運営に支障を及ぼさないもの又はそのおそれがないものであること。

(後援名義の名称)

第4条 後援において使用する名義は、「行方市教育委員会」とする。

(後援名義の使用方法)

第5条 後援の承認を受けた事業の主催者は、当該事業の実施に際し、教育委員会が後援している旨を印刷物等に表示し、又はその旨を放送等により公表することができる。

(後援の承認申請)

第6条 後援の承認を受けようとする事業の主催者は、事業実施日の2週間前までに教育委員会後援名義使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の活動の目的及び内容が分かる書類
- (2) 事業の目的及び内容が分かる書類
- (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(申請の審査及び決定)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、許諾を決定し、承認するときは教育委員会後援名義使用承認決定通知書(様式第2号)により、承認しないときは教育委員会後援名義使用不承認決定通知書(様式第3号)により速やかに主催者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(事業内容変更等の申請)

第8条 前条の承認を受けた主催者は、当該事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに教育委員会後援名義使用に係る内容変更等申請書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請の審査等については、前条の規定を準用する。

(承認の取消し)

第9条 教育長は、後援の承認を行った事業又はその主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しない。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 事業を中止したとき。
- (3) 第7条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。
- (4) 第6条又は前条の申請に虚偽の内容があったとき。
- (5) 教育委員会の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき。

2 前項の取消しは、教育委員会後援名義使用承認取消通知書(様式第5号)により行うものとする。

3 主催者は、後援の承認を取り消されたときは、第1項第2号による場合を除くほか、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から教育委員会の名称を削除する等適切な対処をしなければならない。

(事業終了後の報告)

第10条 主催者は、事業終了後1か月以内に、教育委員会後援事業実施報告書(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。

(適用除外)

第11条 第6条から前条までの規定は、主催者が国又は地方公共団体である場合は、適用しない。

(庶務)

第12条 後援の承認に関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第3号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年教委告示第 号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

行方市教育委員会教育長 宛て

団体名  
 主催者職氏名  
 所在地  
 電話番号

教育委員会後援名義使用承認申請書

下記の事業を実施するに当たり、後援名義の使用承認を受けたいので申請します。

記

事業の名称		
実施日時	年 月 日( ) 午前 午後 時 分から	年 月 日( ) 午前 午後 時 分まで
実施会場		
対象者及び参加見込者数	対象者	参加見込者数 人
入場料等	<input type="checkbox"/> 無 料 <input type="checkbox"/> 有 料(      円)	
名義の使用方法及び使用期間	印刷物 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> リーフレット <input type="checkbox"/> その他 (      ) その他 (      ) 使用期間      年 月 日( )から      年 月 日( )まで	
他の後援等予定団体名	<input type="checkbox"/> 後 援 (      ) <input type="checkbox"/> 共 催 (      ) <input type="checkbox"/> 協 賛 (      ) <input type="checkbox"/> 推 薦 (      )	
連絡先	〒      ー 担当者	電話 FAX E-mail
添付書類	<input type="checkbox"/> 主催者の活動の目的及び内容が分かる書類 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び内容が分かる書類 (要項, チラシ, リーフレット等) <input type="checkbox"/> 事業に係る収支予算書等 (入場料, 参加料その他の費用を徴収する場合のみ) <input type="checkbox"/> その他 (      )	
特記事項		

注 □欄は、該当するものにレ点を記入してください。

様式第2号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

行方市教育委員会教育長

教育委員会後援名義使用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用については、下記のとおり承認します。

記

事業の名称	
承認の期間	年 月 日( )から 年 月 日( )まで
承認の条件	

第 号  
年 月 日

様

行方市教育委員会教育長

教育委員会後援名義使用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用については、下記の理由により承認できません。

記

事業の名称	
不承認の理由	行方市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱第3条第 号の要件を満たさないため

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行方市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、行方市を被告として(訴訟において行方市を代表する者は、行方市教育委員会となります。)提起することができます。(なお、この決定に係る通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

行方市教育委員会教育長 宛て

団体名  
主催者職氏名  
所在地  
電話番号

教育委員会後援名義使用に係る内容変更等申請書

年 月 日付け 第 号で後援名義の使用承認を受けた事業について、下記のとおり内容を変更等したいので申請します。

記

事業を中止します。

次のとおり、事業の内容を変更します。

変更事項	変 更 前	変 更 後
実施日時	年 月 日( ) 午前 午後 時 分から 年 月 日( ) 午前・午後 時 分まで	年 月 日( ) 午前 午後 時 分から 年 月 日( ) 午前・午後 時 分まで
実施会場		
名義使用期間	年 月 日( )から 年 月 日( )まで	年 月 日( )から 年 月 日( )まで
その他		

第 号  
年 月 日

様

行方市教育委員会教育長

教育委員会後援名義使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した後援名義の使用承認については、下記のとおり取り消します。

記

事業の名称	
取消しの理由	行方市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱第9条第1項第号の規定に該当するため

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行方市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、行方市を被告として(訴訟において行方市を代表する者は、行方市教育委員会となります。)提起することができます。(なお、この決定に係る通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。



年 月 日

行方市教育委員会教育長 宛て

団体名  
主催者職氏名  
所在地  
電話番号

教育委員会後援事業実施報告書

年 月 日付け 第 号で後援名義の使用承認を受けた事業を終了したので、  
下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
実施日時	年 月 日( ) 午前 午後 時 分から 年 月 日( ) 午前 午後 時 分まで
実施会場	
参加者数	人
名義の使用方法及び使用期間	印刷物 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> リーフレット <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他 ( ) 使用期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで
特記事項	

注 欄は、該当するものにレ点を記入してください。

添付書類

- 1 後援名義を印刷したもの
- 2 収支決算書(入場料等を徴収した場合のみ)